

SGEC-FM/CoC 公示料

資料 2

新	旧																		
<p>SGEC附属文書2-6</p> <p style="text-align: center;">森林管理認証公示料及びCoC公示料の一部改正について</p> <p>SGEC認証制度の管理運営に関する文書第9条で定める森林管理認証公示料及び第17条で定めるCoC認証公示料について、2016年1月1日（PEFCとの相互承認）以降にあっては、その額は次の通りとする。</p> <p>1 公示料の経過措置</p> <p>2012年4月1日施行の文書(旧制度)に基づく認証の有効期間内にあるFM/CoC認証について、旧制度に基づき既に納付された公示料については、これを返却しない。</p> <p>ただし、当該FM/CoC認証について、2015年4月1日施行の文書(新制度)に基づく有効期間の一部又は全部が2012年4月1日施行の文書(旧制度)に基づく有効期間内にある場合には、当該新制度に基づく公示料は、本文書で定める公示料の額から、既に納付した旧制度に基づく公示料のうち当該有効期間の残余の期間に相当する公示料（旧公示料の年額相当額に当該有効期間の残余の年数を乗じた額）を差し引いた額とすることができる。なお、この措置は、旧制度に基づく公示料のうち当該有効期間の残余の期間に相当する公示料の全額が、本文書で定める公示料の額から差し引かれるまでの間(年数)行うことができる。</p> <p>2 公示料の額</p> <p>(1) 森林(FM) 認証公示料 (年額)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">1 件当たり</td> </tr> <tr> <td>1,000ha未満</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000ha以上</td> <td>1ha増す毎に 4円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">上限定額 60,000円</td> </tr> </table> <p>(2) CoC 認証公示料 (年額)</p> <p>CoC 認証書 1 枚当たり公示料は別表の通りとする。</p>	1 件当たり		1,000ha未満	10,000円	1,000ha以上	1ha増す毎に 4円		上限定額 60,000円	<p>SGEC附属文書2-6</p> <p style="text-align: center;">森林管理認証公示料及びCoC公示料の一部改正について(旧文書)</p> <p>SGEC認証制度の管理運営に関する文書第9条で定める森林管理認証公示料及び第17条で定めるCoC認証公示料について、2015年4月1日以降の移行期間中にあっては、その額は次の通りとする。</p> <p>なお、この間の統合CoC管理事業体を形成する各法人の認証番号については2012年4月1日施行の附属文書2-8の「1の1-1」規定を準用することとする。</p> <p>相互承認以降の公示料については、PEFC-CoC公示料（毎年）との整合性を図ることとして、別途定めることとする。</p> <p>1 森林認証公示料（5年間有効）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">1 件当たり</td> </tr> <tr> <td>1,000ha未満</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000ha以上</td> <td>1ha増す毎に20円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">但し、上限 定額 300,000円</td> </tr> </table> <p>2 CoC認証公示料（5年間有効）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 CoC認証管理事業体当たり</td> <td>50,000円</td> </tr> </table> <p>附則</p> <p>この文書は、2015年4月1日から施行する。</p>	1 件当たり		1,000ha未満	50,000円	1,000ha以上	1ha増す毎に20円		但し、上限 定額 300,000円	1 CoC認証管理事業体当たり	50,000円
1 件当たり																			
1,000ha未満	10,000円																		
1,000ha以上	1ha増す毎に 4円																		
	上限定額 60,000円																		
1 件当たり																			
1,000ha未満	50,000円																		
1,000ha以上	1ha増す毎に20円																		
	但し、上限 定額 300,000円																		
1 CoC認証管理事業体当たり	50,000円																		

別表 CoC 公示料

PEFC 現行公示料と同額とする。

カテゴリー	木質製品製造・ 販売額(億円)	業態	公示料	備 考
1	～0.5		15,000	
2	0.5～1.5	通常	25,000	
		流通	20,000	
3	1.5～15	通常	60,000	
		流通	50,000	
4	15～150	通常	140,000	
		流通	120,000	
5	150～500	通常	190,000	
		流通	160,000	
6	500～	通常	400,000	
		流通	360,000	

注)

*1 企業の規模は、従来、企業の年間総売上高を基準としたが、改定後は木材・木質関係部署での年間売上高を基準とする。

*2 「通常」とは、「生産」に関わる業務を主とする企業。

*3 「流通」とは、卸・仲介・販売業を含み企業の主要業務がこの業務に該当する場合。業務が「流通・仲介」及び「生産」に渡る場合は、あくまでも主たる業務としての判断とする。

附則

この文書は、2016年1月1日（PEFCとの相互承認以降）から施行する。